

監 査 報 告 書

財団法人札幌市環境事業公社第21期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、その他関係帳簿等を監査した結果、
適正に処理されているものと認めた。

平成23年 5 月 30 日

財団法人 札幌市環境事業公社

監 事 小 林 良 輔 

監 事 五十嵐 勝 義 

独立監査人の監査報告書

平成23年6月3日

財団法人 札幌市環境事業公社

理 事 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

千葉 智 

当監査法人は、財団法人札幌市環境事業公社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録、並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 当監査法人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人札幌市環境事業公社の当該財務諸表に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 当監査法人は、収支計算書が、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、財団法人札幌市環境事業公社の22年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人札幌市環境事業公社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上